

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度月形町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 6 号 月形町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第 6 7 号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 8 号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 6 9 号 月形町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 0 号 月形町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 1 号 月形町の一般廃棄物処理事務の一部の委託について
- 議案第 7 2 号 分収造林契約における造林費負担三者契約への変更について
- 同意案第 6 号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○ **議長 笹木 英二** ただ今の出席議員は 1 0 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これにより本日をもって召集されました平成 2 6 年第 4 回月形町議会定例会を開会いたします。 (午前 1 0 時 0 0 分開会)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前 1 0 時 0 0 分開議)

議事日程第 1 号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ **日程 1 番 会議録署名議員の指名**

○ **議長 笹木 英二** 日程 1 番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により議長において

鳥 瀧 真 二 君

官 下 裕美子 君

の両君を指名いたします。

◎ **日程 2 番 会期の決定**

○ **議長 笹木 英二** 日程 2 番 会期の決定を議題といたします。

先に議会運営委員会委員長から12月2日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 笹木 英二 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫君、報告願います。
- 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫 議長の許可をいただきましたので、第4回定例会の運営について、去る12月2日に開催致しました議会運営委員会の協議結果について、ご報告申し上げます。

本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案にかかるものとして、平成26年度各会計補正予算4件、条例の一部改正5件、委託及び契約の変更2件、同意案1件合わせて議案12件であります。

また、一般質問についてであります。11月27日正午の通告期限までに3名の議員から通告があり、12月10日に一般質問を行うことにいたしました。

以上のことから、これらの案件を勘案の上、本定例会の会期につきましては、本日と10日の2日間としたところであります。

最後に、本定例会における議員の質疑及び町側の答弁については簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長 笹木 英二 以上で議会運営委員会の報告を終わります。
お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日から10日までの2日間にしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって会期については、本日から10日までの2日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程3番 諸般の報告

- 議長 笹木 英二 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告・定例監査、行政監査結果報告については、お手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
- 議長 笹木 英二 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

- 議長 笹木 英二 日程4番 行政報告を行います。行政報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
- 議長 笹木 英二 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 議案第62号 平成26年度月形町一般会計補正予算（第7号）

- 議長 笹木 英二 日程 5 番 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度月形町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案書 6 ページ、第 2 表 債務負担行為の補正です。畜産経営改善緊急支援資金利子補給事業について、期間を平成 2 7 年度から平成 5 1 年度までとし、限度額を 5 7 万 9, 0 0 0 円とする追加でございます。第 3 表 地方債の補正です。臨時財政対策債の額の確定に伴う限度額の補正増とするものです。南耕地月浜線歩道造成事業について、事業の確定に伴う限度額の補正減とするものです。なお、起債の方法・利率・償還の方法については、変更ありません。

2 歳入です。1 1 款 分担金及び負担金 1 項 負担金 1 目 民生費負担金 2 6 7 万 2, 0 0 0 円の補正増について、1 節の内容のとおりです。老人福祉施設入所者増による補正増です。2 目 農林水産業費負担金 1 9 1 万 3, 0 0 0 円の補正減について、1 節の内容のとおりです。事業量減による補正減です。1 4 款 道支出金 2 項 道補助金 4 目 農林水産業費道補助金 2 2 8 万 3, 0 0 0 円の補正減について、1 節、2 節の内容のとおりです。事業の確定に伴うものです。1 6 款 寄付金 1 項 寄付金 1 目 一般寄付金 4 6 1 万円の補正増について、1 節の内容のとおりです。9 件分の寄付金でございます。1 7 款 繰越金 1 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金 8 6 3 万 2, 0 0 0 円の補正減について、1 節の内容のとおりです。財政調整基金繰入金の減です。2 0 款 町債 1 項 町債 1 目 総務債 8 6 6 万 3, 0 0 0 円の補正増について、1 節の内容のとおりです。額の確定に伴う補正増です。4 目 土木債 1 1 0 万円の補正減について、1 節の内容のとおりです。事業確定に伴う補正減です。

3 歳出です。2 款 総務費 1 項 総務管理費 3 目 企画費 1 0 0 万円の補正増について、1 8 節の内容のとおりです。地域間交流事業として組んでおりました。これにつきましては、樺戸集治監初代典獄である月形潔氏のお孫さん篠原澄子様のご主人文雄様が本年 1 月ご逝去され、その後、澄子様から夫の意思ということで、生前お世話になった月形町に 1 0 0 万円を寄付したいという申し出がありました。町としては開基 1 3 0 年の折りにも篠原様から多額の寄附をいただいていた関係から、今回はお金ではなく他のかたちでということで篠原様とお話しさせていただきましたけれども、篠原様からお金で寄附させていただきたいということでしたので、寄附を受けたところでありました。その後、町としても何とかかたちに残せる物また記念となる物ということで、

検討させていただいたところです。その結果、本棚と書籍を購入して「月形潔文庫」として本町と月形潔氏の生誕の地である中間市の公共施設など6箇所にこの文庫を設置したいと考えたわけでございます。これを町長が上京した折に篠原様とお会いして相談したところ、篠原様は大変お喜びになり「そうしていただけるなら大変ありがたい。」というお言葉をいただきました。それで今回、補正で寄附いただいたお金と同額を予算計上させていただいたものですので、ご理解賜りたいと思います。4項 選挙費 2目 農業委員会委員選挙費13万8,000円の補正減について、1節から14節の内容のとおりです。農業委員会委員の選挙が無投票となったため、それに伴う補正減です。3款 民生費 1項 社会福祉費 2目 老人福祉費76万2,000円の補正増について、8節から28節の内容のとおりです。説明欄、老人福祉施設入所事業ということで、主に施設への入所者増による補正増です。4款 衛生費 2項 清掃費 2目 塵芥処理費207万円の補正減について、13節、18節の内容のとおりです。業務及び事業の確定に伴う補正減です。6款 農林水産業費 1項 農業費 5目 農地費52万4,000円の補正減について、13節から19節の内容のとおりです。説明欄、農業経営高度化支援事業ということで、今回、補正減となっていますが、事業確定に伴う補正減で、昭栄地区及び月浜地区における自走式防除機の農業機械賃借料の減です。7款 商工費 1項 商工費 3目 ふるさと公園費500万円の補正増について、13節の内容のとおりです。町民保養センター等の指定管理にかかる補正増とするものです。8款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路新設改良費14万3,000円の補正減について、9節から15節の内容のとおりです。事業確定に伴う補正減です。4項 住宅費 1目 住宅管理費29万3,000円の補正増について、11節から19節の内容のとおりです。町営住宅修繕料並びに定住化促進事業補助金を補正増とするものです。10款 教育費 5項 保健体育費 2目 体育施設費19万4千円の補正減について、13節の内容のとおりです。業務確定に伴う補正減です。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 大釜 登君

○ 議員 大釜 登 議案書34ページ、商工費、月形温泉等の指定管理料500万円増額補正ということで、これは前回の議員協議会で説明があつて、我々も納得したのですが、このお金の流れと言つては失礼ですが、あくまでもオオタと契約していますので、お金がオオタに流れることについて町民としては月形温泉の燃料高騰などの中でやっていますが、月形温泉のオオタの考え方は独立採算性でやっているのか、それともあくまでもオオタは温泉全部を含め

て連結で決算しているのか、その点だけ確認したいのです。

- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 株式会社オオタの月形事業部というかたちで決算をいただいておりますので独立採算というかたちです。そうすることにより私どもも月形温泉の経営がどのようになっているのか把握しやすいということです。
- 議長 笹木 英二 大釜 登君
- 議員 大釜 登 そうすると、決算書として独立採算でやっているとしたら、月形温泉分の決算書を見て判断したということですか。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 そのとおりでございます。
- 議長 笹木 英二 大釜 登君
- 議員 大釜 登 そうすると、お金の流れとして独立採算している会社に行くのではなく、あくまでもオオタに流れていくのですね。これについては、温泉を守るために必要なお金であると思うので、あえて反対しませんが、本来、企業ですとオオタにお金が行くということは独立採算性であってもオオタの中で事業を部門ごと連携してやると思うのですが、500万円のお金が行くということは、お金に色は付いていないのでオオタに流れるお金が果たして独立採算している会社に本当に流れるのか。今後2年間は委託契約しているので、これは続けていただかなければならないので理解するのですが、今後そのようなことが出てくるとオオタが赤字なので増額補正するのか、月形温泉が赤字だから増額補正するのか、お聞きします。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 指定管理料500万円の支払いについては、あくまでもオオタの月形事業部の2年間の決算書を見て判断して、このような決定をさせていただいたところで、当然500万円は月形事業部の決算書に上がってこなければならないということで、そのような決算をしていただかなければならないと考えているところです。
- 議長 笹木 英二 大釜 登君
- 議員 大釜 登 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今のやり取りで一つ確認させてください。温泉のみの単独決算というのは、温泉だけでなく温泉も含めたうちが指定管理しているホテルと飲食経営あそこ全体の決算を見てということですよね。今、温

泉とそれぞれ別々にやっているように聞こえたので、指定管理の相手先として温泉とホテル一括で全体にやっている指定管理という認識でよろしいですか。

- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 当然、温泉、宿泊部門も含めての協定ですから、全体の決算ということです。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の件は了解しました。議案書27ページ、地域間交流事業、備品購入ということで副町長から説明がありましたが、月形町と中間市に文庫を設置するというので、いいことであると思いますが、月形では特にどんなふうになっていくのか。全体的な説明は先ほど聞いたので、もう少し具体的なことを教えていただきたいと思います。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 お答したいと思います。現在、月形樺戸監獄に関する書籍が11冊ほどあり、この11冊の書籍を刑務所に書棚を作製依頼して、先ほど副町長が申し上げた月形町においては、交流センター・博物館・図書館に設置したいと思っております。中間市においては、公民館・図書館・市民資料館に設置、計6箇所を計画しております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 6箇所に本棚と本セットで100万円というのは金額が少ない気がしたのですが、今、言っていた11冊ある本だけが置ける勉強机の上に置いてあるような小さな本棚というイメージでいいのか。それともゆくゆくは色々な書籍が増えていくので、それらも置いてコーナーを占めるような感じなのか。そこをもう一度、お願いします。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 書籍数については、11冊の本のトータル6箇所、合計50万3,000円、書棚の大きさについては、これから刑務所と協議が始まるのですが、予算的には1万円程度、市販されている書棚は1,800×90ぐらいということですので、そのようなイメージで作製して行きたいと思っております。これらの本だけの収納であればまだ余裕がありますが、将来的には書棚にゆかりの物などを展示することを含めて書棚を作製したいと考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の件は了解しました。議案書29ページ、老人福祉費、老人福祉施設入所事業について、先ほど入所利用者が増えたということでしたが、実数としてどれぐらい増えているのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 保健福祉課長

- 保健福祉課長 平田 京子 当初予算では19名で見えていましたが、今回5名分の増ということで予算計上させていただきました。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 高齢者福祉については、介護保険とも絡むのですが、最近、高額保険料がかからないで、どちらかと言うと安いサービスを選択するような方向に流れているという今までの流れがあったのですが、今回19名の予算に対して5名入所者が増えたということは、安いものを選択したとしても施設に入所せざるを得ない方々が増えてきているという認識でよろしいですか。現状についてお聞きします。
- 議長 笹木 英二 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 今回の増額分については、養護老人ホーム藤の園と美唄市の恵風園にかかる増額分となっております。経済的、家族の状況により希望される方の補正ということですが。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今回、実際に入所者が増えて補正されているわけですが、全体的な傾向として高齢者福祉については、動きによってどんどんお金が膨らむ事業なので、全体的な流れをつかんでおきたいので、それで今までの流れとしては、最近、介護保険についても安いサービスに移行しているので減額補正が比較的続いていたのです。そういうことで、入所についても案外予算をとっていたのに実際はそのようにならなかったことが長くあったので、今回の流れがどのようなかたちかお伺いしたかったのですが、もしもそういう現状でそこまで捉えられていないのであれば、来年度の予算時にはそのことも含めて説明していただき、ぜひ、福祉の流れと皆さんの傾向なども合わせて予算時に説明していただきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。
- 議長 笹木 英二 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 今現在、お答えできるものを持っておりませんので、予算時までには検討させていただき、説明させていただきたいと思えます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の件は了解しました。議案書31ページ、塵芥処理費、衛生センター一般廃棄物保管施設等整備事業、備品購入費が105万円ぐらい減額になっていますが、この中身はどのようなになっているのか。
- 議長 笹木 英二 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 備品購入費の執行残です。これについては、本年7月11日の第4回月形町議会臨時会で補正予算をいただきました備品購入費549万2,000円でございます。それに基づく執行残でございます。内

容につきましては、直搬ごみ保管施設を設置するにあたり衛生センター内に新設する一般廃棄物を保管する備品を購入するもので、今回はこの執行残を補正減とさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 スtockヤードに係るバケツがあつてそれを積んでいくような備品購入が、予算よりも低く買えたということですか。
- 議長 笹木 英二 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 内容につきましては、全て執行残ということで、衛生センター保管施設、中身については、脱着ボディトラック専用コンテナ、また、保管用の台車です。それから、生ごみ用ダストボックスにかかる執行残でございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。議案書37ページ、住宅管理費、定住化促進事業で様々な住宅補助金が増えているわけですが、今、景気が低迷している中で、これだけ補助金が増えることは喜ばしいことであると思いますが、どのような中身になっているのか、月形町の実態を知りたいので、教えていただきたいと思ひます。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 今年度の実績を申し上げたいと思ひます。定住化促進事業については、新築3件のうち土地購入も含めての新築1件、中古住宅購入3件、民間賃貸住宅ですが、現在、建設中ということで、当初1棟4戸、60万円予算計上しておりましたが、今建設中のものは2棟8戸、40万円ということで、この後320万円の支出を予定しており、80万円の補正ということですから、あんしん住宅については、除却10棟、リフォーム10棟、計20棟分でございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 あんしん住宅について、除却10棟ということで、これは最近除却も対象になり、活用が随分と進んでいる感じですか。状況について原課で分かる範囲でいいので、お伺ひしたいと思ひます。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 十分に制度が認知されて、活用いただいていると判断しているところですから。一人暮らしのお父さんやお母さんが亡くなって札幌などからご家族が住宅を壊したいということで、業者の方でも町でこのような制度があるということをご案内いただいておりますので、それは十分に相談して除却に結び付いて除却するケースで進んでいると考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- 議員 宮下 裕美子 今の件は了解しました。議案書39ページ、小学校管理費、ICT機器保守業務が110万円補正減になるわけですが、今年、ICT機器設定業務などもあって、同じようなICT関連事業が2つあったのですが、このような関連でここが大きく減額になった詳しい説明をお願いします。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 対馬 照巳 お答えさせていただきます。小学校のICT機器保守業務ということですが、当初、教育費と総務で管理しているサーバー関係で、サーバーの容量が多くなり2つで管理するのはどうかということから、一元管理ということで、現在の庁舎のサーバー管理に一元管理させていただくため、そちらに予算ということで、当初、教育費でも予算付けしていましたが、そこを一元管理にしましたので、ICT機器保守業務110万1,000円減額とさせていただきます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 そうすると、来年度以降は小学校管理経費、ICT機器保守業務はなくなるという認識でよろしいですか。もう1点、先ほど平成26年に新設されたICT機器設定業務は、今回、一元化に伴ってそういう事業が出てきたのか、追加の説明をお願いします。
- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 対馬 照巳 ただ今の説明については、サーバー管理については、保守管理ということで、減額させていただきました。これについては、次年度以降発生しないかたちになります。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前10時35分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時36分再開)

- 議長 笹木 英二 教育次長
- 教育次長 対馬 照巳 ICT機器設定業務109万円については、新規ということで、小学校19台、中学校14台ということで、パソコンのハードディスク、バージョンアップも含めて行っております。それによって容量等も増えており、関連してサーバーの容量ということで、ご理解いただきたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の件は了解しました。同ページ、総合体育館管理経費、総合体育館管理業務の委託料が194万円減額になっていますが、実は毎回、この質問をしているので、過去の議事録も一通り見直して自分自身、確

認してきました。毎回、予算時に総合体育館管理経費、今年度1,310万円、前年度1,221万円、前々年度1,199万円ということで、大体、同額ですが、平成23年から平成24年は20万円アップ、平成24年から平成25年は22万円アップ、平成25年から平成25年は89万円予算が上乘せされています。それにも拘わらず毎年この時期になると補正として、平成24年176万9,000円減額、昨年216万6,000円減額、今年度194万円減額ということで、いつもお伺いすると入札による執行残と言われ、入札の中身は受付業務、清掃業務、施設点検、ボイラー運転、プール監視など業務委託に対する執行残という説明、毎年、同じように予算が付けられ同じように減額ということが続いています。これはどうにもならないのですか。予算の付け方があまい、きちんと過去の答弁を読み直してみると、予算を付けるときには最低賃金なども加味しながら業務内容によって適正に予算を付けているけれど、入札なので業者側の努力によって毎年これぐらいの減額になっていくということですが、町側としては、基本的な最低賃金や点検回数、日数などもある程度、厳密に計算して予算を立てていて、毎年、それに対して質問されるなら、もう少し納得できるような説明をしていただけないかと思っているのですが、今年度についてはどのようなことでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 教育次長

○ 教育次長 対馬 照巳 委託業務の内容については、ご承知のとおりそのような手順で施設管理を含めて各点検業務を行っております。今、ご説明のとおり毎年の作業になりますが、こちらで積算して入札というかたちは変わらないと思いますし、その年に応じた金額で査定していますので、それによって業者の努力によるものと考えて、このような執行残となっております。この手順については、変わらないということですので、ご理解いただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 これについての入札は何社でされているのか。色々な業務があるとしても、200万円の執行残があるということで、受付、清掃、点検、プール監視等ほとんどが人件費にかかる業務だと思いますが、一般的に見るとそんな違いがないと思います。ある程度の日数と賃金設定をして、他の事業は大体、人件費を上げたら実際にそのまま使われているし、ここだけが常にこのようになっているということは、こちらが積算しているほど日にちがかからないのかもしれない。短時間でそれに対応できているかもしれない。このように実態との整合性の調査はされているのか。2点についてお伺いします。

○ 議長 笹木 英二 教育次長

○ 教育次長 対馬 照巳 施設管理及び清掃を含めて入札業者については、管理業務2社ないし3社となっております。検査については、設置業者との絡み

もありますので、特命でやっているところもあります。施設管理業務内容ですが、温水プールも併設されているのでその人件費も含めてあまり変化がないと考えておりますが、積算の段階で上げたものが執行時に減額されたということです。

○ 議長 笹木 英二 宮下議員の質問は、予算1,000万円ぐらいに対して毎年200万円程度減額されているので、しっかり計算をしているのかということです。確かに毎年、当初予算から見て1割程度減額するというのなら、いい加減に設定していると思われても仕方がないと思う。先ほどの説明で多いときは216万円の減額ということで、ちょっと予算の仕方に問題があるのではないかと思います。来年度に向けてしっかりやるより仕方がないと思います。

○ 議長 笹木 英二 教育次長

○ 教育次長 対馬 照巳 ただ今のご意見、十分に参考にさせていただき、次年度以降、きちんとしたかたちで、積算の根拠等再度、見直しして行きたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、お話しを伺えたので、ぜひ、お願いしたいと思えます。一つ心配しているのは、人件費の業務なのにこれだけ大きくなるというのは、ワーキングプアのようなかたちできちんとした賃金が十分に支払われていないというのなら問題であるし、あるいは回数などの積算が実際の予定よりも相当少なくとも十分、業務ができるなら、そもそもの設定に問題があると思うので、やはり減額がこれだけ続いた以上、きちんと調査していただき、そこも含めて次の予算時にはきちんと説明して、予算取りしていただきたいと思えます。毎年の予算時の説明でこの予算がアップしているときには、賃金が上がったためという説明がほとんどで、そのようにやっているにも拘わらずこのようになってしまうのは、どうしても納得できないから、そこは次の予算時にはしっかりお願いしたいと思えます。次に歳入のところでお伺いしたいのですが、議案書23ページ、諸収入、雑入、細かなことで申し訳ないのですが、後期高齢者医療葬祭費が財源振替で雑入ということですが、これはどのような事業なのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前10時45分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時47分再開)

○ 議長 笹木 英二 総務課長

○ 総務課長 久慈 富貴 後期高齢者医療葬祭費については、名誉町民であ

る井上氏に対する葬祭費でございます。葬祭費の規定の中でいったん町が立て替えて一般会計で支払って、医療費葬祭費は後期高齢者制度で亡くなった方への葬祭費ということで、先払いしたものを後から入るということでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 国保事業で亡くなった方へ葬祭費を支払うということが、後期高齢者医療制度にもあって、井上氏の場合は町葬で行ったので、こちらが立て替えている分が入ったという認識でよろしいですか。今の件は了解しました。もう1つ、同ページ、雑入、南空知ふるさと市町村圏組合から60万円の地域活性化事業助成金をいただいておりますが、中身について説明願います。

○ 議長 笹木 英二 教育次長

○ 教育次長 対馬 照巳 お答えいたします。教育事業ですが、年度当初、この助成金事業については、メニューとして上がっていなかったわけですが、社会教育事業の芸術鑑賞東京プラススタイル事業ということで、経費63万円の予算を組んでいました。その中で申請によって助成されるということで採択され、助成金60万円を歳入で補正させていただきました。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の件は了解しました。議案書25ページ、総務債、臨時財政対策債を発行していますが、この前の段階で財政調整基金繰入金863万2,000円減にして、町債がこの金額発行されていますが、町債に振り分けた理由を説明願います。

○ 議長 笹木 英二 総務課長

○ 総務課長 久慈 富貴 臨時財政対策債ということで、補正の理由としては、例年、臨時財政対策債の予算が執行見込額を超えたことがなかったので、臨時財政対策債の補正は行っていません。しかし、毎年、年度末の町会計の資金不足が予想されており、通常、一時借入で対応しているところですが、本年度においては、臨時対策債の借り入れを3月に早め、借入期間を来年5月頃になるのですが、資金不足に対応して行きたいということです。3月借り入れすることにより、一時金の利息の支払いの必要がなくなるということです。なお、臨時財政対策債の借り入れに伴う利息については、全額交付税措置となっております。また、財政調整基金、当初予算予定予算額繰り入れを見ていましたが、これに相当する分ですが、現在の段階ではその分に振り替えたということです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 全体的な流れは分かったのですが、理解として資金不足が3月にどうしてもあるので、対策債を発行することにより余力をもって進む、財政調整基金は、いったん減額して余力を持たせてこの先何かあれば補

正などしながら、自分の財布の中にきちんとお金をキープするイメージで、特段、緊急にかなり厳しい状況というよりは余裕を持った財政運営のための措置という認識でよろしいですか。

- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 宮下議員の言われるとおり、財政調整基金については、例年、当初予算では参入しておりますが、年度末における執行残、事業費の確定等の中で、一般会計である程度推移してきたということで、近年、最終的には取り崩ししないで済んでいるとことです。今回、減額補正となっておりますが、再度、最終補正時にはこの数字が取り崩ししない状況になることも考えられており、そのような意味合いで理解していただきたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- お諮りいたします。議案第62号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午前10時54分休憩）
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午前11時 5分再開）

◎ 日程6番 議案第63号 平成26年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長 笹木 英二 日程6番 議案第63号 平成26年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明
2 歳入です。9款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入

金90万円の補正増について、1節の内容のとおりです。一般会計からの繰入金です。

3歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費90万円の補正増について、13節の内容のとおりです。社会保障・税番号制度対応にかかる国保資格移動システム改修事業分を補正増とするものです。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第63号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第64号 平成26年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○ 議長 笹木 英二 日程7番 議案第64号 平成26年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2歳入です。4款 国庫支出金 2項 国庫補助金 4目 事業費交付金144万円の補正増について、1節の内容のとおりです。法改正に伴う介護保険システム改修分の国からの補助金です。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 2目 その他一般会計繰入金272万5,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。一般会計からの繰入金です。

3歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費416万5,000円の補正増について、13節の内容のとおりです。社会保障・税番号制度対応にかかる介護保険システム改修と来年4月1日からの制度改正に伴う介護保険システム改修業務にかかる経費を補正増とするものです。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第64号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 8 番 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

- 議長 笹木 英二 日程 8 番 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2 歳出です。1 款 総務費 2 項 徴収費 1 目 徴収費 5 9 万 2, 0 0 0 円の補正増について、1 1 節、1 3 節の内容のとおりです。1 3 節の委託料については、社会保障・税番号制度対応にかかるシステム改修にかかる経費を補正増とするものです。2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金 5 9 万 2, 0 0 0 円の補正減について、1 9 節の内容のとおりです。後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の前年度分精算による補正減です。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第65号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 9 番 議案第 6 6 号 月形町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○ 議長 笹木 英二 日程 9 番 議案第 6 6 号 月形町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

この条例については、空き家等の適正管理に関し、所有者等の責務を明らかにし、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、町民の安全、生活環境の保全を図るために制定したいということです。内容としては、第 1 条は、本条例制定の目的、第 2 条は、用語の定義、第 3 条は、所有者等の責務を明確にし、第 4 条において情報提供に関する規定、第 5 条は、情報提供に基づく実態調査について定め、第 6 条は、必要に応じた立入調査ができる旨を定めています。第 7 条は、空き家等が管理不全な状態になる恐れがあると認めるとき、又は管理不全な状態であると認めるときは、助言又は指導を行うことができることとし、なお、管理不全にあるときは、勧告することができることとしています。第 7 条の勧告に応じない場合において、第 8 条において必要な措置を講ずるよう命じることができることとし、第 9 条では、命令に従わないときは、その者の住所及び氏名など公表できることとしています。第 10 条は、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときには、行政代執行法に基づく対応を規定しています。第 11 条は、緊急的な安全措置について定め、第 12 条は、関係行政機関との連携、第 13 条は、規則へ委任を規定したものです。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 条例についてお伺いしますが、今まで空き家対策については、複数の議員から何度も一般質問や色々な機会を通じて質問を行ってきましたが、その都度、町側としては、国の動向を見て対応する、法的根拠がないということで対応を先送りしてきたと感じています。今回、このように条例を制定することによって、この条例ができたことに対して良かったと思っておりますが、なぜ、このタイミングでこの条例の制定に踏み切ったのか、理由をお伺いします。

- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 昨年、一昨年、豪雪による住宅被害等が発生しているということで、今年度も降雪期を迎えるにあたり、このような災害が起きる可能性があるということで、降雪期を迎えて当議会で上程したということです。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 このタイミングということで、降雪期を迎えるということは分かりましたが、今まで国の動向を見て、法的根拠がないという説明だったと思いますが、そこはクリアできているのですか。もし、これが何もなく進められるならもっと早い段階でもできたし、少なくとも議会としては何回も質問や要請してきたけれど、そのときは先ほどの答弁でした。そこは国の方針が変更になった、作り易くなったなど何か理由があつていいと思いますが、その説明をお願いします。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 この条例については、任意設定ということで、今、管内24市町のうち14市町が作成しているということで、法律の動向、内容については、流れをみてということもあり、それがなくても町条例を先行してこのような決め事を作成しても構わないということです。一方、3月議会でご意見、ご助言もいただいたということで、それから作業を踏まえて近隣の状況、国の動向については、内容によって有利な部分ものもあるのではないかとということでした。それらを踏まえて検討している時期がこの時期であることと、先ほど申し上げた降雪期を迎えて手動を発揮して行きたいということで、この時期に制定したということです。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 もう1点、法的根拠ということで行政代執行をするには様々な法的問題があるからという答弁もあったと思うのですが、他人の持ち物に対してそれを強制的に排除するわけですから、そこできちんとしたしぼりや根拠を示さなければならないと思いますが、それについてどのように考えているのか。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 この条例の第10条に行政代執行という条文があり、これを根拠に手続きして行きたいと考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 大釜 登君
- 議員 大釜 登 今、宮下議員から質問がありましたが、これは第1回町議会定例会で一般質問を行って、町民の安全・安心のために積雪に関する条例制定をしていただいたということで、感謝申し上げます。そこで2点ほどお聞きしますが、現在、町内にある空き家で管理不全な状態の建物があるのか。もう1点、第4条に情報提供という文面がありますが、これについて町民から情報を受けて対応することも必要なことですが、今、総務課長の答弁にもあった冬を迎えるための条例制定であるなら、実際に町も春に1回、秋に1回、年2回ぐらいの調査をしながら進んで行かなければ、町民からの情報だけでなく行政もしっかり対応することも必要ではないかと思います。以上、2点についてお聞きします。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 お答えいたします。大釜議員から第1回町議会定例会でご質問・ご助言いただきましたが、その中で空き家戸数の把握がありました。それを踏まえて4月中旬から調査しました。雪解けが遅いということや住宅の入り口付近の除雪がされていないなど明確に分かる部分もありました。その中で現在111軒、除雪されない空き家など消防保有の地図により空き家らしき建物を対象に調査いたしました。その結果、11月末現在111軒、なお、一部、納屋として使用しているところもあると思いますが、このような数となっております。それと情報提供については、この条例を執行するにあたり、町内の協力体制ということで、福祉的な部分で申し上げますと、住民課戸籍保険係、税務係、保健福祉課高齢者支援係、地域福祉係、これら関連業務に伴って空き家情報が集まるのではないかと思います。産業課においても、住宅建築係とタイアップして現地調査をしたいということです。今後、詳細な調査方法については、検討して行かなければなりません。議員の言われるとおり年2回ほど全町に対して調査して行きたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。
- 議長 笹木 英二 大釜 登君
- 議員 大釜 登 把握できました。この条例を作った以上、しっかり執行していただき、安全なまちづくりをしていただきたいと思います。宜しくお願いいたします。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 議長 笹木 英二 次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたし

ます。

お諮りいたします。議案第66号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第67号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程10番 議案第67号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、平成26年4月施行の農地法の改正により、農業委員会窓口での土地台帳記録事項要約書の交付を希望する者に対しての手数料を定める必要が生じたため、手数料条例の一部改正を行うものです。改正の内容として、別表中の4 交付手数料に名称 農地台帳記録事項要約書の交付、手数料として1件につき400円を追加するものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第67号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午前11時27分休憩）

- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時30分再開）

◎ 日程11番 議案第68号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住

帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程 1 1 番 議案第 6 8 号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の内容を申し上げますと、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正になり、法令名が変わったことから条例中にこの法令名を引用している 3 つの条例、月形町訪問介護員派遣事業条例第 7 条第 2 項、月形町在宅高齢者短期宿泊事業条例第 5 条第 2 項、月形町在宅高齢者生きがいデイサービス事業条例第 6 条第 2 項を、それぞれ改正された法令名に改めるものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 6 8 号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 1 2 番 議案第 6 9 号 月形町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程 1 2 番 議案第 6 9 号 月形町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が一部改正され、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正になり、父子家庭への支援の拡充が図られることとなったことから、本条例の一部を改正するものです。改正の内容を申し上げますと、第2条第2項第1号は、引用法令名を改めるもので、同項第2号は、配偶者のない男子に関する定義規定が追加されたことから、同号を改めるものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第69号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第70号 月形町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程13番 議案第70号 月形町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、団体営土地改良事業徳富ダム地区の施行にあたり事業の施行にかかる地域の全部または一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、受益者の分担金の徴収を土地改良区から行えるよう改正するもので、これにより分担金徴収の効率化を図るものです。改正の内容を申し上げますと、第3条の改正では見出し中「納入」を「納付」に改め、同条中「前条」を「町長は、前条」に、また、「分担金は」を「分担金を」に、「有

する者」を「有するもの（以下「納付義務者」という。）」に改めるものです。第4条の改正ですが、第2項を第3項に、第1項を第2項に改め、分担金を土地改良区から徴収することができる規定を第1項として加えるものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 基本的なことで申し訳ないのですが、第3条の「納入」が「納付」になる文言の整理をされたわけですが、なぜ、今回、文言の整理になったのか。わざわざこのようなかたちに変えているのか、決まりなどがあるのか、立場が変わるのか、理由をお伺いします。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 （午後 1時38分休憩）
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 （午後 1時43分再開）

- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 第4条中第2項を第3項とし、以下のところで、前条の場合において、納付義務者が事業の施行に係るといううたいかたをしており、今回、前条の場合において、納付義務者を追加した関係から第3条についても「納入」ではなく「納付」という言葉に改めたところです。考え方として分担金の場合は「納付」という言葉づかいをするのが正しいと考えております。「納入」は税等に用いるものであるという認識を私自身、思っております。これについては、法令審査委員会においてこの言葉づかいが正しいだろうということで、「有する者」の漢字を「有するもの（以下「納付義務者」という。）」とひらがなにするのが一般的に現在の法令上、使われている用語であるということです。「分担金は」を「分担金を」は、条文を見ていませんが、この使い方が正しいという判断で、このように変えたということです。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。「分担金は」を「分担金を」については、条文があるのですが、第3条の最初に「前条の規定により算定した分担金は」とあったのですが、その前に「町長は」という文言が付くので、必然的に「町長は前条の規定により算定した分担金は」はおかしいので「分担金を」になるのは、理解していたのですが、「納入義務者」が「納付義務者」という関係が分からなかったのが、先ほど課長から「分担金」と税の扱いの違いということでしたので、理解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第70号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 議案第71号 月形町の一般廃棄物処理事務の一部の委託について

- 議長 笹木 英二 日程14番 議案第71号 月形町の一般廃棄物処理事務の一部の委託についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

第1条は、この規約の趣旨で、地方自治法の規定に基づき委託する事務について必要な事項を定めるものです。第2条では、委託事務の範囲を定め、委託先を岩見沢市とし、また、その事務内容を一般廃棄物の処理に関する事務、この処理により生じる残さ物の最終処分に関する事務としています。第3条は、委託事務の管理及び執行の方法に関する規定、第4条は、権利の帰属等として、この処理により生じる再生利用可能な物に係る所有権等の権利が岩見沢市に帰属するものです。第5条から第6条については、経費の負担及び予算への計上についての規定です。この事務に要する経費は町が搬入するごみ量に応じて本町の負担としているところです。第7条は、決算に係る措置に関する規定、第8条は、連絡調整のための連絡会議に関する規定、第9条は、条例等の新設改廃に係る措置の規定、第10条は、この規約に定めのない事項は、別途協議して定めることとしています。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたし

ます。

お諮りいたします。議案第71号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程15番 議案第72号 分収造林契約における造林費負担三者契約への変更について

- 議長 笹木 英二 日程15番 議案第72号 分収造林契約における造林費負担三者契約への変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

変更契約の要旨を申し上げますと、現在、月形町では昭和37年3月13日に森林開発鉦山、現在は独立行政法人森林総合研究所と申しますが、この法人と町が分収造林契約を締結し、事業を実施しております。この契約については、別紙のとおり議案第72号資料として、事業の概要、分収造林契約の状況、分収造林地の位置図を添付していますが、この二者による契約を、今回そらち森林組合を含めた三者契約へ変更し、この事業を実施したいことから、議会の議決をお願いするものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第72号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程16番 同意案第6号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長 笹木 英二 日程16番 同意案第6号 月形町固定資産評価審査

委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 同意案第6号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を月形町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

記として住所、樺戸郡月形町字当別原野357番地の9、氏名、高松春夫氏、昭和26年2月7日生まれ、本日の提出です。なお、補足として現在、3名の審査委員会委員がおりますが、このうち本年12月20日をもって高松春夫氏が任期満了となることから、同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任するための議会の同意を求めるものです。なお、任期については、本年12月21日から平成29年12月20日までの3年間、高松氏においては3期目となるものです。どうぞ宜しくお願いいたします。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、同意案第6号については、原案のとおり同意することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 以上で本日の日程は全て終了いたしました。よって本日はこれをもって散会いたします。なお、12月10日の本会議は、午前10時から再開し、一般質問を行います。

（午後 1時55分散会）